

# 育児休業等期間中における保険料の免除要件について

## <① 月額保険料>

- ・ 育児休業開始日の属する月から育児休業終了日の翌日が属する月の前月までの保険料が免除
- ・ 上記に加え、育児休業開始日と育児休業終了日の翌日が同一月で、当月中に14日以上育児休業を取得した場合にその月の保険料を免除



## <② 賞与保険料>

- 育児休業等を1月超（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。  
（1月超の例：11/1～11/30→×、11/1～12/1→○）

